

(様式第2号)

特定農地貸付協定書

(目的)

第1 (以下「開設者」という。)及び旭川市長は、市民農園の用に供する農地(以下「特定農地」という。)の適切な管理・運営の確保、特定農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協定の区域)

第2 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

(特定農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項)

第3 開設者は、特定農地の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

2 開設者は、借受者が契約期間中において、正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地(以下「借受農地」という。)の耕作を放棄し、又は管理を放棄したときには、当該借受者に対し借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 開設者は、他の借受者の利用の妨げにならないよう借受者に指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、旭川市長は、開設者からこのことに関して相談を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

(特定農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項)

第4 開設者は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

2 開設者は、地域において行う航空防除、共同防除等の病害虫の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 開設者は、市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう借受者を指導しなければならない。

4 旭川市長は、開設者から、1から3に関して相談があったときには、誠意をもって協力するものとする。

(特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定農地の適切な利用等を確保するために必要な事項)

第5 開設者は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号。以下「特定農地貸付法」という。)第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときには、自ら当該農地を適切に農業的利用を行うものとする。この場合において、開設者自ら当該農地を農業的利用として適切に利用することが困難な場合等のときは、旭川市長が指定する方法、指定する者に対し、所有権の移転又は使用収益権の設定を行うものとする。

2 開設者は、特定農地貸付けを廃止する場合には、3か月の予告期間を置いて行うものとする。

3 開設者は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園の斡旋を行うものとする。

(開設者が旭川市長に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6 開設者は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、旭川市長に定期的に報告しなければならない。

(実地調査等)

第7 旭川市長は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実地調査又は関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、開設者及び旭川市長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(市民農園開設者)

住所

氏名

印

(旭川市)

住所

旭川市長

印

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積 (㎡)